

地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。
なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」ものとして、
前回報告(令和3年10月22日)以後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
令和3年11月1日	地域密着型通所介護	勇樹会日の出デイサービス	社会福祉法人勇樹会	中央区日の出1丁目14番8号	18人
令和3年11月1日	地域密着型通所介護	デイサービスつなぐ	合同会社TOBE	東区中野山5丁目5番7号	10人